

消費者委員会のこれまでの活動と今後について
(消費者委員会各委員より)

平成 23 年 8 月

本資料は、および平成 21 年 9 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの消費者委員会の活動および今後について、各委員より寄せられた見解につき、とりまとめたものである。

なお、松本委員長については、「平成 22～23 年度消費者委員会活動報告」の「はじめに～委員長巻頭言」を参照されたい。

2年間の消費者委員としての活動について

消費者委員会委員 池田 弘一

平成21年9月発足の消費者委員会は、監視機能、審議会機能、加えて消費者の声を直接行政に届ける三つの機能を消費者行政全般に有している。さらに委員の構成が学者、有識者、弁護士、消費者団体、消費者相談員、事業経営者と多彩な背景を持ち全員が民間出身である。この2年間さまざまな課題に対し、積極、活発な議論を展開しながら活動した。

詳細は活動報告書の通りであるが、小職として若干の意見と今後への期待を述べたい。

・現在日本を取り巻く環境は大変厳しく、国民の将来に対する不安が大きなものとなっている。このような状況下での個別課題の解決は単純ではなく中長期的視点に立った複合的な対応が迫られる。だからこそ消費者庁・消費者委員会が設置されたと思うが、小職の2年間の活動を振り返ると、個人的には忸怩たる思いも強い。

・現在の最大の課題は新しい成長戦略の実行によって雇用を生み出していくことである。そのために大幅な規制緩和による新規産業創出であるが、委員会の性格上どうしても規制の見直しや強化が全面に出やすく、更に発足当初は従来型の消費者対事業者の対立的議論が多かった。小職は、小さな政府、地域主権（地方分権）型の社会への思いを持つものだが、消費者問題の対策を議論すると大きな政府、規制強化の方向へ傾きやすい。

・食品の安全・安心に関する課題も次々と起こり、酒類飲料事業に携わったものとして大いに関心を持ち、発言してきた。一方で安全と安心は次元の異なる話であると思う。安全は客観的事実で証明されるが、安心は安全の積み重ねと消費者の思いの掛け算ではないか。その意味で安心にゴールはない。

・委員会活動を通じて改めて高齢者をはじめとする社会的弱者に対するいわゆる悪質事業者・悪徳商法の多発を認識した。行政・警察・司法の各面で様々な対策が実施されているがまだまだ十分でなく一層の強化を期待したい。消費者と事業者の健全な発展のためにも、今後とも委員会の重要課題である。

・2年間の活動を通じて委員長をはじめ各委員の皆様のご指導ご協力に感謝すると同時に少ない戦力で期待にこたえた事務局の皆様にお礼を申し上げます。報告書にも記載されているがぜひとも事務局の増員強化を強く期待するものである。

消費者委員会のこれまでの活動と今後について

消費者委員会委員 川戸 恵子

スタート時に「消費者委員会は消費者の皆さんの『駆け込み寺』と書いたが、それが果たされたのがどうか忸怩たる想いである。モデルのない委員会ゆえ、どう運営されるべきか、試行錯誤の2年間であった。建議や提案、意見をいくつか出すことができ、部会や調査会も報告書等をまとめている。が、役割の一つである「自ら調査審議する」ためには、いかんせん事務局機能が非常に弱い。いち早く消費者の声を聞き、それを行政に反映させるために何ができるのか、建議をしたい案件を委員が指摘したにもかかわらず、事実関係をしっかり把握するための人員が不足し、断念したケースが多々あった。消費者の目線にたった人員増を含め機能強化をはかるべきである。

もうひとつは消費者庁・消費者委員会・国民生活センターとの役割分担の明確化が十分話し合われずしてスタートしてしまったこと。消費者の立場に立って、この3者がいい緊張関係をもって協力するにはどうしたらいいのか、第期の委員会ではもう一度消費者庁に呼びかけて欲しい。

最後に、消費者庁発足以来、担当大臣はすでに6人目。腰を据えて消費者行政を執行しようとする覚悟を内閣は持ってほしい。

消費者委員会 反省を踏まえ前進を

消費者委員会委員 佐野 真理子

消費者委員会は、他省庁と連携して消費者行政を推進し、消費者庁はじめ消費者行政全般の監視機能を発揮することを目的として設置されました。そのために委員には独立して職権を行使することが設置法で定められ、法的には独立性が保証されています。重要点は「消費者目線」にあります。

私はこの二年間、消費者委員会設置の目的に則り、委員としての行動規範に沿った活動を展開することが消費者の期待に応える道であると考えてきました。二年間を振り返り、スタート時に比べ気づいた点を述べます。

第一に、消費者庁にあっては、「消費者目線」を行政担当者が自分の都合の良いように解釈したり、あいまいに済ましたりする傾向が依然として根強いことです。消費者目線とは設置法に記載されているように、消費者の権利の尊重を意味し、その権利実現へ向けた視点を重視することにあるはずです。消費者の「利益」を事業者の「利益」と調整する消費者行政ではなく、明確に消費者の「権利尊重」の視点に立つこと、それが求められます。行政担当者が人事異動などでぐるぐる替わることから、当初の熱意をどう組織として維持させるのか、気になります。

第二に、消費者委員会にあっては、事務局体制の強化がぜひ必要です。毎週の委員会開催をはじめ、専門調査会の審議では、膨大な資料収集やヒアリング関係者の日程調整等が求められます。検討課題の多さに比べ、それに見合った事務局体制として未だに整備されていません。民間からの出向者が思う存分力を発揮できる環境整備もぜひ必要です。

第三に、消費者庁も消費者委員会も政府機関とはいえ役割が異なることから、時として意見の対立もあります。その議論をできるだけ公開で実施し、消費者・国民に知らせる必要があります。また、国民生活センターの一元化問題のように、意見対立が平行線で終始したとき、どのように收拾するのか、消費者・国民が納得できる手続きやシステムが必要です。組織のあり方の検討も緊急課題です。

この二年間は、関係担当大臣への「意見」「提言」などについて、委員同士で案文を練ったり、起草したりしてきました。委員自らが責任をもって対応することを、今後の消費者委員会の伝統として定着させていただきたいと思います。

消費者委員会 1 期を務めて

消費者委員会委員 下谷内 富士子

2 年前の消費者庁・消費者委員会の設置は消費者行政に大きな光が差し込んできたことを実感し、消費者や消費生活相談員は期待に胸が大きく膨らみました。国会審議の中で消費生活相談員の処遇等が取り上げられ、政治的に発言する機会が多くありました。

平成 21 年 9 月 1 日より初代消費者委員会委員の一員に、消費生活相談員の代表として任命されその責任の重さと期待に、2 年間「消費者行政の充実」を目指し、他の委員の皆様方と任務を果たしてきました。

消費者委員会には建議・勧告、監視、答申等の役割が課されました。この間事務局の皆様方のご協力のもと、建議、提言、意見、監視機能を果たしてきました。建議や意見、提言に関係省庁からの対応には感謝申し上げます。

消費者行政の充実は地方消費者行政の在り方についてが最重要と考え、専門調査会の設置とともに担当委員として参加しました。建議もしましたが、地方消費者行政の進展ははかばかしくなく、やり残した感があります。消費者安全専門調査会や集団的消費者被害救済制度専門調査会、新開発食品調査部会等が設置され、各専門委員は議論を重ね検討されましたが、まだまだ課題が多く残っております。

次期消費者委員会において更なる取り組みと消費者行政の充実に向けて消費者委員会の役割を再確認し、ご活躍を期待します。

なお、毎回多くの方の傍聴が大きな励みになり、あらためて御礼申し上げます。

消費者委員会のこれまでの活動と今後について

消費者委員会委員 田島 眞

23年度についても、前年度に引き続き、食品表示部会と新開発食品調査部会を担当させていただいた。

食品表示部会では、JAS法に基づく品質表示基準の改正についていくつか審議した。その他、特筆すべきことは、遺伝子組換え農産物であるパパイヤが厚生労働大臣により承認されたことに伴い、その表示について当部会で審議した。パパイヤは、遺伝子組換え食品としては、初めて生鮮で流通するものであり、しかも容器包装されないで販売に供されるケースが多いと予想される。そこで消費者に対していかに的確な表示をするか議論を重ねた。

また、防かび剤のフルジオキシニルが新たに食品添加物と指定されたが、その表示について審議する過程で、厚生労働省における食品添加物行政の在り方について問題点が指摘されたが、消費者委員会では取り上げるには至らず、消費者団体等からの多くの陳情に応えられなかった。

食品表示部会での審議の過程で提起された加工食品の原料原産地表示の拡大の進め方については、調査会を設け、審議を行い、8月に報告書のとりまとめを行った。その内容については、消費者庁への提言としてまとめられた。

消費者委員会発足当時に、問題となった特定保健用食品の表示許可制度の在り方については、調査会を設けて審議を行った。本件についても7月に報告書がとりまとめられ、更新制度の導入を提言としてまとめ、消費者庁に申し送った。

以上、2つの懸案事項に、それなりの決着を出すことができたのは、今年度の大きな成果であろう。しかしながら、その多くが、24年度に予定されている表示の一元化を待って、実行されることとなり、次期の委員会に大きな宿題を残すこととなった。

以上が、今年度の総括である。

消費者委員会の2年間

消費者委員会委員長代理 中村 雅人

2009年9月に創設された消費者委員会も、最初の委員の任期2年の満了期を迎えた。この2年間の消費者委員会の活動を概観し、問題点を指摘して締めとしたい。

【概観】

1 消費者行政の監視機能

法律上与えられた権限である資料要求を活用して、建議に結びつける、という中心的な機能は、この2年間に6本の建議となって発揮され、建議に基づく制度改善、法律改正が図られた。消費者委員会が創設される前には考えられなかったことであり、この国・国民にとってよい制度ができたと思う。

2 審議会機能

法に定められた審議や、制度作りを目指す検討をするために、委員会の下に部会や専門調査会を設置し、審議している。この2年間に12の専門調査会等を立ち上げ審議してきた。当初立ち上げに時間がかかったが、なんとか必要な審議をこなせる体制ができ、概ね2年の節目で一応の結論を報告書にまとめた。

【問題点】

1 法律上の任務と人員・予算のアンバランス

消費者委員会は、消費者行政全体の監視役を担う。法律上の個別任務や附帯決議によって担わされた任務は、実に広範にわたる。

しかし、これを担うのに、事務局はわずか16名でスタートし、現在24名に増員されたものの、到底万全に担いきれる人数ではない。調査費用の予算等も見るべきものがない。そこから、いろいろな問題が発生している。

実際の個別テーマの審議を担う専門調査会の立ち上げの遅れは、業務の遅れになった。

公益通報者保護専門調査会は2009年12月に設置を決定しながら、第1回の審議が2010年6月。2011年3月の5年後見直し期限まで時間が少なすぎて立法事実の洗い出しに至らなかった。

個人情報保護専門調査会にいたっては、2009年12月に設置を決定しながら、第1回の会議が開催されたのは、2010年8月になっている。

人選、任命、審議期日の調整に非常に時間がかかる。新しい役所で、手慣れていないこともあるが、誠に残念なことであった。

2 特殊専門的な審議はどこでやるべきか。

特定保健用食品の審査は、次々案件が来る。1件当たりの実験データ な

どの資料は、多数の段ボール箱で提出され、委員らにコピーを配布する。そのため、消費者委員会の倉庫（家賃が高いと問題になった首相官邸裏の高層ビルの中）は特保の資料で一杯になる。このような特殊専門的な審査を、現状小規模な消費者委員会のルーティンワークとする必要があるのだろうか。

製品事故公表前審査は、現状経産省時代からの委員会（委員 15 名）と、消費者庁（消費者委員会）側の委員会（委員 5 名）の合同委員会として、非公開で行うようになった。そして、事務局と座長は毎回経産省側と、消費者庁側とで交代している。しかし、永年の経験とN I T Eという調査機関をもつ経産省事務局が用意する資料と説明に比べ、それがない消費者庁事務局のそれは見劣りする。他方、消費者庁からは、消費者安全法による重大事故等の公表も行われているが、これはこのような評価委員会を経由していない。

このような変則的な運営を 2 年間続けてきたのは問題である。

【提言】

- 1 産業保護育成省庁のもとに設置された審議会は、消費者目線に欠け、産業優先の方向に流れがちであった。そこで、消費者庁・消費者委員会ができたのを機に、消費者の権利に関係の深い審議を消費者委員会に担当させることになった。しかし、これらの審議会の根拠法を所管しているのは消費者庁であり、関係する専門の情報資料、担当職員は、消費者庁や共管している役所にしか存在しない。したがって、消費者委員会で審議する場合も、消費者庁や共管省庁の担当課の力を借りなければできない。行政機関の効率からみてもよろしくない。

産業保護育成省庁と切り離し、消費者目線ですっきり行政ができる消費者庁ができたのであるから、消費者庁の中に審議会を置いても、従来のような産業界寄りに流れる心配はなくなったというべきであろう。

特保の審査のようなものは、消費者委員会の任務からはずし、消費者庁の中に審議機能を置くことを提言する。

- 2 2 年間委員会をやってみて、審議した事項は、殆んど、法や制度の見直し・創設に関するものであった。必然的に法律家、特に消費者問題の現場を知る法律家の発言が中心になる。そのような宿命にある消費者委員会の委員の人选に当たっては、委員は非常勤のまま現場感覚をもった多数の法律家を選任するのが有効である。
- 3 新車は、通常的車検期間より早く初期点検をする。行政機関や新組織も初期点検をして持続的な走行に備えるべきである。国会における消費者行政全体の初期点検をお願いしたい。

消費者委員会のこれまでの活動と今後について

消費者委員会委員 日和佐 信子

この2年間で建議、提言・意見の表明を行い、それらのフォローアップもきめ細かに行ってきた。今日的な消費者課題については洩れなく取り上げてきたと思う。と同時に審議会としての機能も果たしてきた(詳細は活動報告書参照)。少ない事務局体制の中で大きな調査も行い、事務局の努力・協力も特筆しておきたい。

一方では、消費者委員会の役割について矛盾と疑問を実感もしてきた。消費者庁・消費者委員会は、結果的に与野党合意に基づいて設置されたため、与野党の折衷案で実現したのだが、やはりそこに矛盾があったと思う。消費者委員会は監視機能と審議会機能を併せ持つ組織である。そもそもこれが矛盾しており、概念としては自ら審議し監視すると云う自己矛盾を抱えている。監視機能に関して言えば、消費者庁担当大臣と同じ大臣が消費者委員会も担当するために、監視機関としての消費者委員会の独立性と権限がどうしても薄くなるのである。審議会機能も人的に厳しい状態にある消費者庁(すみません)が事務局を担うため、十分な審議ができなかった課題も出てきた。

消費者庁と消費者委員会の関係の問題点が明らかになったのは、国民生活センターの在り方を巡る論議に関してであった。消費者委員会自体にも問題がある。したがって積み残されていた国民生活センターについては、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの位置づけと役割分担を改めて議論するべきである。また議論に当たっては当事者ではなく第三者による委員会を設けるべきである。この消費者委員会の意見は、タスクフォースではほとんど無視されたと云っても良い。終盤でタスクフォースの結論は政務三役によって棚上げにされて、当りまえとはいえ正常な判断がなされたことは救いであった。

この2年を振り返って、それなりにやれたとの充足感がないわけではないが、それは大きくはなく、なんともやりきれない道理が通らないときに感じる徒労感が残る。

消費者委員会の在り方も含めて、真に消費者行政の充実に向けた議論が必要だと、強く実感している。

消費者委員会のこれまでの活動と今後について

消費者委員会委員 山口 広

あってよかったと消費者に評価される消費者委員会でありたいと思いつづけて活動してきました。他の委員より70日程おそく委員になったせいもあってか、紳士淑女の各委員の中で、ひとりとはね、浮いている感もあり、思いが委員・事務局皆さんに伝わらないと実感してストレスもたまる一方でした。

それでもいくつかの成果をあげることができます。未公開株や社債を無登録業者が売ったら無効にするという法改正。有料老人ホームに入って90日以内に退去したり死去した場合、ホーム側は入居一時金を滞在費以外全額返還義務があるなどの法令改正。投資用マンションの悪質勧誘を特商法と同レベルに規制する政令改正（作業中）。このような、金融庁、厚労省、国交省の管轄の各分野について、建議や提言をして、法令や運用を消費者のために改善を働きかけていくという委員会活動の道筋ができつつあると思います。

また、国民生活センターと消費者庁の一元化の是非についての議論を深め、広い視野で考える問題提起もできたと思います。今後の建設的論議による結実を期待します。

一方で、地方消費者行政をどのように強化していくのかという問題や放射能汚染食品、こんにゃくゼリー、健康食品の表示など食の安全については、その改善の方向を提示して実現のため貢献したとは言い難いと思います。消費者の声の高まりや、専門知見を有する方々の協力、関係省庁との連帯、そして政治家の助力がないと、難題の克服はむづかしいと痛感します。

私は初めて官公庁の中に入り、公務員として働く皆さんの考え方や行動パターンにとまどいつづけました。民間で個別事業者と向きあってきた弁護士として、どうして役所は判ってくれないの、と思いつづけてきましたが、各部門特有の論理があって、その壁を克服する困難も見えてきました。消費者委員会は、役所の論理に染まることなく、消費者の生の声を各省庁にぶつける役割を堅持するべきと思っています。